



発行 東京都

目次

- 建築基準法による一定の一団の土地の区域……………
…(都市整備局市街地建築部建築指導課)……………
 - 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(四件)……………
…(環境局環境改善部化学物質対策課)……………
 - 平成二十四年におけるとびうお流し刺し雑漁業の許可等の申請期間等……………
…(産業労働局農林水産部水産課)……………
 - 都道の区域変更……………
…(建設局道路管理部路政課)……………
- 告 示 (選)
- 平成二十三年東京都選挙管理委員会告示第百二十九号(政治団体の収支報告書の要旨)の一部訂正……………
 - 平成二十三年東京都選挙管理委員会告示第百三十号(政治団体の収支報告書の要旨)の一部訂正……………
 - 平成二十三年東京都選挙管理委員会告示第百三十一号(政治団体の収支報告書の要旨)の一部訂正……………
- 公 告
- 開発行為に関する工事を完了……………
…(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)……………
 - 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………
…(産業労働局商工部地域産業振興課)……………

告 示

●東京都告示第千六百五十二号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第八十六条

第二項の規定による認定をしたので、同条第八項の規定により一定の一団の土地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

平成二十三年十一月二十八日

東京都知事 石 原 慎太郎

一 対象区域の地名番及び認定年月日

対象区域の地名番 認定年月日

中央区築地四丁目二十三番、築地五丁目二番二十七及び同番二十九 平成二十三年十一月八日

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課(東京都庁第二本庁舎三階中央)

●東京都告示第千六百五十三号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域(以下「要措置区域」という。)を指定するので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十三年十一月二十八日

東京都知事 石 原 慎太郎

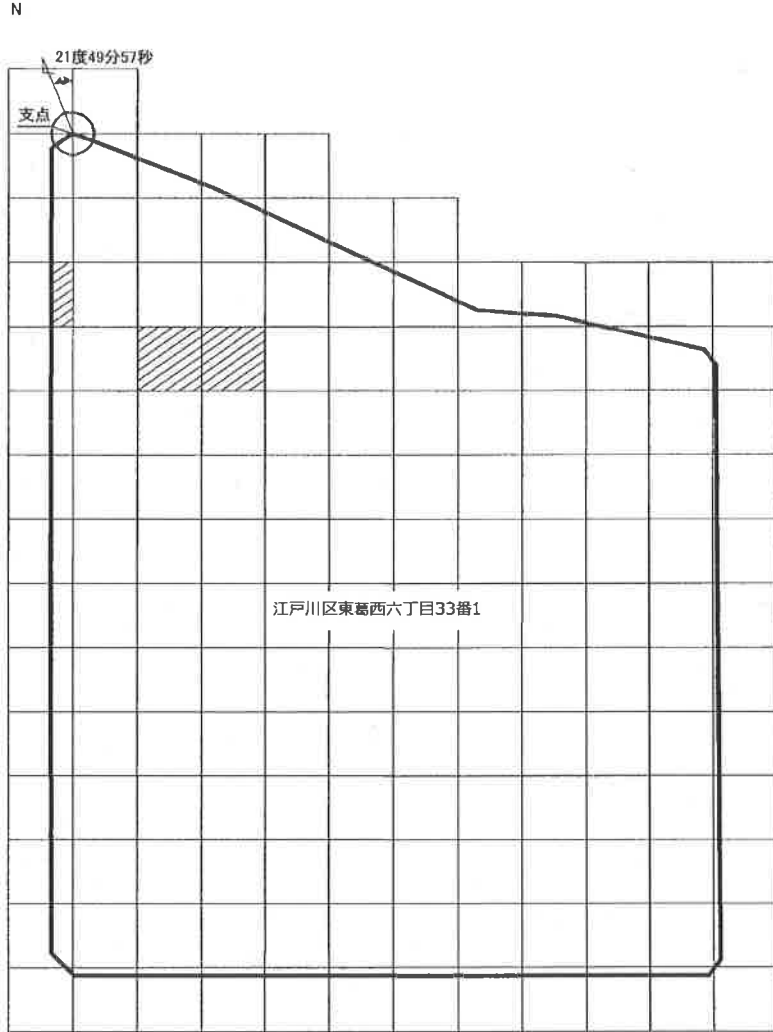
一 要措置区域 別図のとおり(江戸川区東葛西六丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

四 当該要措置区域において講ずべき指示措置 地下水の水質の測定

別 図



【支点】
 支点は、江戸川区東葛西六丁目33番1の最北端とする。

【格子の回転角度 21度49分57秒】
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

【凡例】

- : 調査対象地
- : 単位区画
- ▨ : 形質変更時要届出区域

●東京都告示第千六百五十五号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十三年十一月二十八日

東京都知事 石 原 慎太郎

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（江東区豊洲六丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにベンゼン

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 シアン化合物、水銀及びその化合物、鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物

別図

<支点>

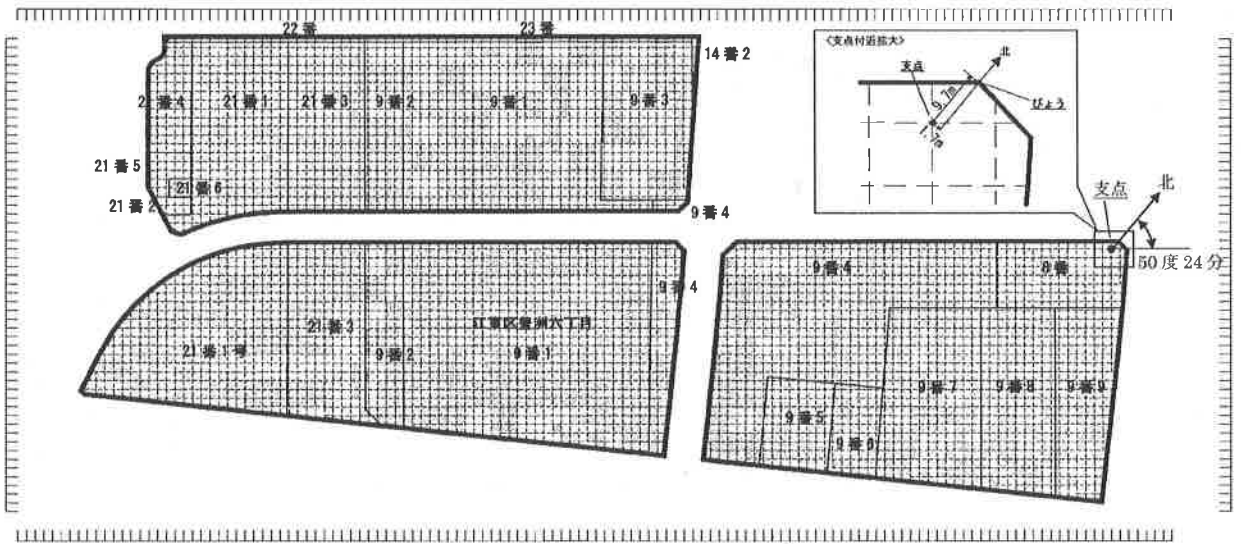
支点は、調査対象地（江東区豊洲六丁目8番）の最北端にあるびょうから西へ1.7m、南へ9.7m進んだ地点とする。

<格子の回転角度（50度24分）>

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として右回りに回転させた角度として示す。

<凡例>

- : 調査対象地
- - - : 単位区画
- : 筆境界
- ◻ : 形質変更時要届出区域



- 東京都告示第千六百五十六号
 土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条
 第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法
 第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。
- 平成二十三年十一月二十八日
 東京都知事 石 原 慎太郎
- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（江東区豊洲六丁目地内）
 - 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにベンゼン
 - 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 シアン化合物、水銀及びその化合物、鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物

平成27年3月13日 指定区域の一部変更*

※形質変更時要届出区域の一部を土壤汚染対策法施行規則第五十八条第四項第九号に変更

<支点>

支点①は、江東区豊洲六丁目8番の最北端にあるびょうから西へ1.7m、南へ9.7m進んだ地点とする。
 支点②は、江東区豊洲六丁目37番の最北端にあるびょうから西へ1.8m、南へ9.3m進んだ地点とする。

<格子の回転角度(50度24分)>

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として右回りに回転させた角度として示す。

<凡例>

- : 調査対象地
- - - : 単位区画
- : 筆境界
- : 形質変更時要届出区域
- : 形質変更時要届出区域 (規則第五十八条第四項第九号に該当する区域)

